



ブナ平の紅葉(福島県檜枝岐村ブナ平自然観察教育林)

第Ⅳ章

国有林野の管理経営



国有林野は、我が国の国土の約2割、森林面積の約3割を占めており、国土の保全、水源の涵養^{かん}、生物多様性の保全を始め、広く国民全体の利益につながる多面的機能を有している。

国有林野は、重要な国民共通の財産であり、林野庁が国有林野事業として一元的に管理経営を行っている。国有林野事業では、公益重視の管理経営の一層の推進、森林・林業の再生に向けた貢献等に取り組んでいる。

本章では、国有林野の役割や国有林野事業の具体的な取組について記述する。

1. 国有林野の役割

(1) 国有林野の分布と役割

国有林野は、我が国の国土面積(3,780万ha)の約2割、森林面積(2,502万ha)の約3割に相当する758万haの面積を有し、奥地^{せきりょう}脊梁^{せきりょう}山地や水源地域に広く分布しており、国土の保全、水源の涵養^{かん}等の公益的機能の発揮に重要な役割を果たしている(資料Ⅳ-1)。また、人工林、原生的な天然林等の多様な生態系を有し、希少種を含む様々な野生生物の生育・生息の場となっている。さらに、都市近郊や海岸付近にも分布し、保健休養や森林とのふれあいの場を提供している。

このような国有林野の有する公益的機能は、広く国民全体の利益につながるものであり、地球温暖化の防止や昨今の頻発する自然災害への対応に対する国民の強い関心等も踏まえて、適切に発揮させることが求められている(資料Ⅳ-2)。

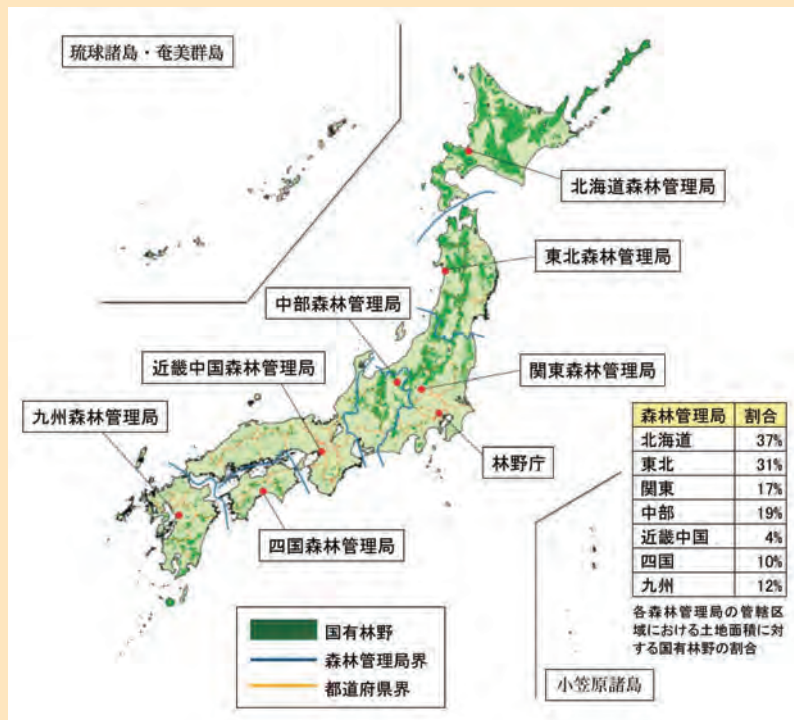


「国民の森林」国有林
https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/

(2) 国有林野の管理経営の基本方針

国有林野は重要な国民共通の財産であり、林野庁が国有林野事業として一元的に管理経営を行っている。国有林野の管理経営は、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進、②林産物の持続的かつ計画的な供給、③国有林野の活用による地域の産業振興又は住民福祉の向上への寄与を目標として行うこととされている。

資料Ⅳ-1 国有林野の分布



資料：国有林野の面積は農林水産省「令和4年度 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」、土地面積は国土交通省「令和5年全国都道府県市区町村別面積調(令和5(2023)年10月1日時点)」。



国有林野の管理経営に関する基本計画

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kanri_keiei/kihon_keikaku.html

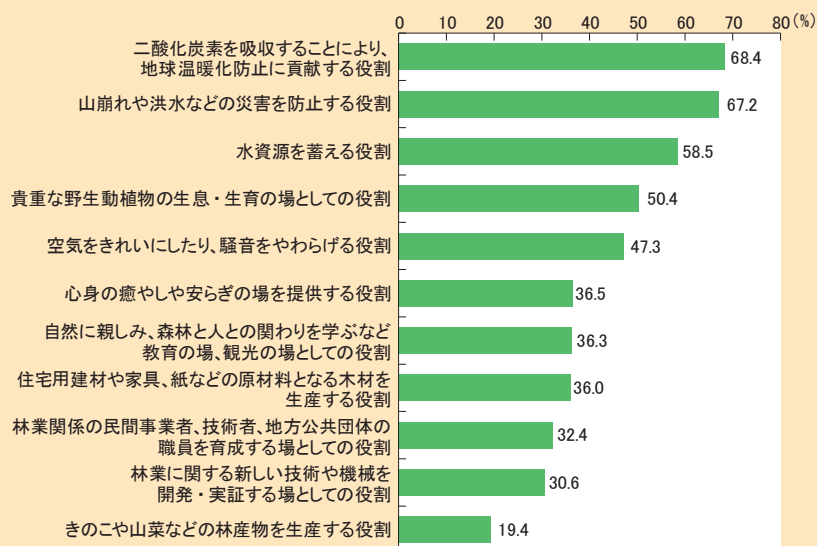


国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/jissi/index.html

農林水産省では、国有林野の管理経営に関する法律に基づき、国有林野の管理経営の基本方針等を明らかにするため、5年ごとに10年を一期とする国有林野の管理経営に関する基本計画(以下「管理経営基本計画」という。)を策定している。令和5(2023)年度の国有林野の管理経営は、平成31(2019)年4月から令和11(2029)年3月までの10年間を計画期間とする管理経営基本計画(平成30(2018)年12月策定)に基づいて推進した。

資料Ⅳ－2 国有林が果たすべき役割(複数回答)



資料：内閣府「森林と生活に関する世論調査」(令和5(2023)年)